

# 鷗外・『堺事件』試論

山崎 一 穎

(序)

昨今作品論のあり方が問われている。確かに作品の世界を分析解剖することは意味がある。しかし、ともすればそれが有機的な関連の中で把握されず、かえって作品を解体する結果になっているのではないか。だからと言って、作品論は無意味であり、作家論構築のために意を用いるべきだとは断定できない。

作品論の積み重ねは作家論にならない。しかし、問題は積み重ね方にある。どんなに精緻に作品分析を行なっても、それが各々独立しては有機性に欠ける憾みが残る。常に作家にとって書くと言う行為が何を意味するかと言う本源的な問いを背後に持ち、作家自身が自己をとりまく世界の不透明な部分を如何に見据えているかを、鮮明にしなければならぬ。一つの作品が前作と如何なる関係の上に成立し、次の作品にどう関わって行くかと言う微妙な接点を明確にしなければならぬ。

鷗外・『堺事件』試論

らない。そして、作品世界の分析を通して、作家の創作方法と作家の実存を問うことによって、作家論の端緒とならなければならない。それ故に、作品内部の世界へ執拗に食い下がり、己れの腑分けをするが如く対象と鋭く対決する必要がある。

本論考では『堺事件』の分析にあたって、次のような手続を踏みたい。『堺事件』の世界が「枯寂の空」を平八郎に感得させた前作の『大塩平八郎』の世界とどのように交叉をするのか。そして前作から何が継承され、何が克服されたのか。更に、次の『安井夫人』の世界とどう架橋がかかるのかを考察したい。

(一)

『大塩平八郎』は、大正二年一月七日脱稿を見、同三年一月の「中央公論」(第二九年第一号)に掲載された歴史小説である。鷗外は『大塩平八郎』の創作方法について、『附録』(注1)に於いて、

幸田成友君の「大塩平八郎」を読み、同君の新小説に出した同題の記事を読んだ。そして古い大阪の地図や、「大阪城志」を参考して、伝へられた事実を時間と空間との経緯に配列して見た。（中略）平八郎の暴動は天保八年二月十九日である。私は史実に推測を加へて、此二月十九日と云ふ一日の出来事を書いたのである。其一日の間に活動してゐる平八郎と周囲の人物とは、皆それぞれの過去を持つてゐる。

記憶を持つてゐる。殊に外生活だけを臚列するに甘んじないで、幾分か内生活に立ち入つて書くことになると、過去の記憶は比較的大きい影響を其人々の上に加へなくてはならない。さう云ふ場合を書く時、一目に見わたしの付くやうに、私は平八郎の年譜を作つた。（傍点山崎以下同じ。）

と語っている。更に平八郎の暴動の原因を「飢饉」だと言ひ、「若し平八郎が、国家なり、自治団体なりにたよつて、当時の秩序を維持してゐながら、救済の方法を講ずることが出来たら、彼は一種の社会政策を立てただらう。」とも言つてゐる。そして「米屋こはしの雄」である平八郎の思想は「末だ醒覚せざる社会主義」であり、「その良知の哲学からは、頼もしい社会政策も生れず、恐ろしい社会主義も出なかつたのである。」と結んでゐる。この点を踏えて、『大塩平八郎』のテーマを導き出すことは早計すぎる。「中央公論」掲載の小説『大塩平八郎』と、小説の脚注とも云うべき評論、すなわち『附録』との間には微妙な断層がありはしないか。

『大塩平八郎』に於いては、良知の哲学の内実についてはふれていな

い。「国家なり、自治団体なりにたよつて」「救済の方法を講ずることが出来たら」と言うが、平八郎は「己は諸役人や富豪が大阪のために謀つてくれようとも信ぜぬ。」（五、門出）と言つて、具体的な社会政策の夢だに語つてはいない。『大塩平八郎』に於いて、鷗外は二月十九日の決起当日の平八郎の心情に焦点を当ててゐる。端座した平八郎の心に「此陰謀がいかにも萌芽し、いかに生長し、いかなる曲折を経て今に至つたかと云ふことが夢のやうに往来する。」（五）と言ひ、更に「けふになつて見れば、心に逡巡する怯もないが、又踊躍する競もない。準備をしてゐる久しい間には、折々成功の時の光景が幻のやうに目に浮かんで、地上に血を流す役人、脚下に頭を叩く金持、それから草木の風に靡くやうに來り付する諸民が見えた。それが近頃はもうそんな幻も見えなくなつた。」（五）と言ひ、かつて平八郎が扱つた耶蘇教徒捕縛や破戒僧羅致等の事件の時は、「己の意図が先づ恣に動いて、外界の事柄がそれに付随して來た」（五）が、今度のことには「事柄其物が自然に抄つて來たのだと云つても好い。己が陰謀を推して進めたのではなくて、陰謀が己を拉して走つたのだと云つても好い。一体此終局はどうなり行くだらう。平八郎はかう思ひ続け」（五）「準備を永く準備の儘で置きたいやうな氣」（五）さえするのであつた。明らかに革命家の萎え凋ん行く心情を見事に描いてゐる。この一瞬の凍てついた心が、行動を開始し徒勞に歸した時、「心の内には自分が兼て排斥した枯寂の空を感じてゐた。」（七、船場）と虚しさに結晶して行くのである。鷗外の眼目はここにあつたのである。それ以外のことを求めるのは無いものねだりをするのと

同じである。ただ作品世界は大塩暴動に右往左往し、責任転嫁しか考へない奉行所の役人世界の周章狼狽ぶりが、暴動を核として同心円でその外円をとりまいていく。鷗外の筆は大塩側と奉行所側を交互に描いて客観性を保証している。

鷗外は大塩側に宇津木矩之允と岡田良之進、奉行所側に坂本鉞之助と云う特異な人物を造型している。鷗外は『附録』に於いて、「松岡寿君は平八郎の塾にゐた宇津木矩之允と岡田良之進との事に就いて、在来の記録に無い事実を聞かせてくれ、又三上参次君、松本亦太郎君は多少纏つた評論を聞せてくれた。」と記している如く、史料である幸田成友『大塩平八郎』に無い記述が見られる。それが松岡寿氏等の語つた儘なのか鷗外の創作に関わるものなのか速断できないが、人物造型に関しては注目せざるをえない。宇津木は平八郎の『古本大学刮目』の訓点を施した一人で、学問もあり、人物もできた人であった。岡田は宇津木が長崎遊学の時連れてきた弟子で当時十六歳であった。決起の前夜平八郎が塾生に申し渡すことがあるとの事で、宇津木が出席しその顛末を語り下りに、「己は一大事とは何事か問うて見た。先生はざつとこんな事を説かれた。我々は平生良知の学を攻めてゐる。あれは根本の教だ。然るに今の天下の形勢は枝葉を病んでゐる。民の疲弊は窮まつてゐる。草妨礙、あらば理亦宜しく去るべしである。天下のために残賊を除かなくてはならぬと云ふのだ。そこで其残賊だがな。」

「はあ」と云つて、岡田は目を睜つた。  
「先づ町奉行衆位の所らしい。それがなんになる。我々は実に先生

を見損つてをつたのだ。先生の眼中には將軍家もなければ、朝廷もない。先生はそこまでは考へてをられぬらしい。(四、宇津木と岡田と)とある。どうも宇津木の思想を把握するには不明瞭な文体である。宇津木の目には病弊の根幹を幕藩体制の中に見ているようにも見える。しかし、その後の叙述に

己は明朝御返事をするに云つて一時を糊塗した。若し諫める機会があつたら、諫めて陰謀を思ひ止まらせよう。それが出来なかつたら、師となり弟子となつたのが命だ、甘んじて死なうと決心した。(四)と述べている点から判断して、將軍家や朝廷を討たなければならぬと云う結論は短絡している。この点について稲垣達郎先生は、

大きな秩序が「眼中」になく、大きな秩序として見透しのきかぬ近視眼的な平八郎には賛成できない。そこで「諫めて陰謀を思ひ止まらせよう」と考えたのである。宇津木の思想的態度がこういうものとしても浮んでくる。文章の形式上の論理にだけ即すと、まえの、將軍・朝廷残賊説のにおいがなくもないのだが、形式だけにこだわらず、やや立ち入ると、將軍・朝廷權威説のひびきがきこえてくる。(注2)と鋭い分析を示している。將軍・朝廷の權威を侮蔑している宇津木は、「墓誌銘を自撰」(四)し、「一字の書損もなく腹藁の文章」(四)を書きあげ岡田に託した。

「先生の指図通、宇津木を遣つてしまふのだ。」(四)という声を聞きながら、便所から「無腰」(四)のまま「恬然たる態度で出て」(四)来て、斬られたのである。宇津木は大塩平八郎の對極的位置にあること

は言うまでもない。この宇津木と岡田との会話の下りは幸田本には見られず、鷗外の創作に関わる所である。それ故に、鷗外の描く宇津木は学殖と言ひ、死に臨んでの覚悟にしる、従容として死についた態度と言ひ非の打ち所がない。しかし、「若し諫める機会があつたら」（四）と言うが、宇津木の心は「諫める」ことよりも「甘んじて死なう」と思う方に傾いている。その覚悟は認めるが、大塩平八郎を救抜することにはならない。自己犠牲の何ものでもない。この自己犠牲の意味を再度『堺事件』で問うことになるのである。

一方玉造組与力で月番同心支配をしている坂本鉉之助の造型を見よう。坂本は大番所で火事が大塩の所為だと聞き知ると、城の東裏にいる「同じ組の与力同心に総出仕の用意を命じ」（六、坂本鉉之助）て、下命を待った。命を受けて坂本が東町奉行所に来て見ると、「指図の区々なのを不平に思つた」（六）が、防備の相談をし、「部下の同心に工事を命じて、自分でそれを見張つて」（六）いた。その間奉行の跡部の指図は少しも行なわれない様が叙されている。坂本が同心支配の広瀬治左衛門に遠藤の命を伝えると、広瀬は「お互に御城警固の役柄ではありませんか。それをお城の外で使はうと云ふ、遠藤殿の思召が分かり兼ねます。」（六）と言ひ放つ。坂本は「成程自分の役柄は拙者も心得てをります。併し頭遠藤殿の申付であつて見れば、縦ひ生駒山を越してでも出張せんではなりませんまい。」（六）と反論する。広瀬は重ねて、「町奉行の下知を受けるやうなわけで、体面にも係るではありませんか。」（六）と言ひ。坂本も「頭の申付なら、拙者は誰の下にでも附いて働きます。そ

の上叛逆人が起つた場合は出水などとは違ひます。」（六）と言つて、自分の職務に励んでいる。鷗外の筆は「同階級の坂本に対しては命令の筋道を論じた広瀬が、奉行の詞を聞くと、一も二もなく領承した。」（八、高麗橋、平野橋、淡路町）と書き加えている。「頭の申付なら」（六）と言ひ坂本の方が自己の位置の認識が確かである。己れの力限り全力を尽す坂本の態度を鷗外は好感を抱いている筈である。小説の末尾を「城代土井以下賞与を受けたものは十九人あつた。中にも坂本鉉之助は鉄砲方になつて、目見以上の末席に進められた。併し両町奉行には賞与がなかつた。」（十三、二月十九日後の三、評定）と結んでいる。この坂本の献身的志向も『堺事件』の兵卒に継承されてくる。

小泉浩一郎氏の指摘がすでにあるが、（注3）『大塩平八郎』中の宇津木や岡田や坂本の生き方、考え方が『堺事件』の世界をつなぐ糸となつて行くのである。

(二)

『堺事件』は大正二年一月一六日脱稿され、同三年二月の「新小説」（第一九年第二巻）に掲載された歴史小説である。『堺事件』執筆に関して史料を佐々木甲象『堺烈挙始末』（注4）に負っている。因にこの本の目次を一覧すると、（以下『烈挙始末』と呼ぶ。）

- 第一 朝廷土藩に堺を警衛せしむ
- 第二 仏人の横恣暴行 土藩警兵の砲撃

第三 箕浦西村宇和島候へ届書を呈す

第四 仏公使五条を要求して決行を逼る

第五 抽籤を以て廿名の死生を定む 助命四士の友義

第六 土藩二十士に死を賜ふ 十六士の激論

第七 垣内怒て梵鐘を撞く 土居戯れて瓮中に入る

第八 十一士妙国寺に自刃す 臨檢仏人の逃走

第九 仏人九士の助命を請ふ 橋詰愛平の義死

第十 肥芸二藩厚く九士を待つ 九士特赦国に還る

第十一 九士又流刑に処せらる。川谷配所に病没す

第十二 御即位に依て九士赦免せらる

第十三 橋詰外七士の略歴

第十四 箕浦西村の履歴附文詩歌尺牘

以上の如くである。鷗外はほぼ忠実に史料によっている。小説は五段落から成っている。第一段落は『烈挙始末』の第一、第二、第二段落は第三、第七、第三段落は第七、第八、第四段落は第八、第九、第五段落は第十、第十二、附記として第九と第十二を用いて構成している。第十三と第十四とは、箕浦、西村両隊長、兵卒の略歴を叙する時適宜挿入されている。

小説と史料『烈挙始末』とを対比しながら、鷗外の創作に関わる叙述の分析を行いながら主題把握に及びたい。堺へ上陸したフランス水兵が隊旗を奪って逃げた故に、旗持である鳶頭の梅吉の投げた鳶口が水兵の脳天を砕いたことに端を発し、水兵の短銃が発せられた。即座に六番隊

長箕浦、八番隊長杉の命令で兵卒は一斉に応戦した。その後の叙述が

土佐の士卒は初からフランス人に対して悪感情を懐いてゐた。それは土佐人が松山藩を討つために錦旗を賜はつて、それを本国へ護送する途中、神戸でフランス人が其一行を遮り留め、朝廷と幕府との和親を謀るためだと通弁に云はせ、錦旗を奪はうとしたと云ふ話が伝はつてゐたからである。

とあるのに対して、『烈挙始末』では

其の錦旗を横奪し逃げ去りたれど一行大に驚き追跡して之を奪ひ還すを得たりとの次第なるが此一報堺表へ達するや六八両隊何れも勃然として牙を切り腕を拒して西方を睥睨しつゝ甚く外人の暴戻を憤りける折しも二月十五日の払暁(二)

とあり、それから堺事件が勃発したのである。史料が「外人の暴戻を憤りける折しも」であるのに、鷗外は「錦旗を奪はうとしたと云ふ話が伝はつてゐたからである。」と時間上のずれを生じさせている。経緯がどうあるとも、『烈挙始末』がいかに切齒扼腕し待っていましたと間髪を入れず事件を引き起した結果となつたのに対し、鷗外は悪感情が底流にあつたにしても、偶然に事件が引き起されたことに解釈をしておし、兵卒の人間性を描くには好都合であつた筈である。しかし、一面歴史のもつ悪意を薄めてしまつてゐるのも事実である。

フランス公使の要求により二十名が死刑を命ぜられることになつた。発砲したと答えた二十九名が籤引によって選ばれることになつた。その

夜

私共に於ては当初より隊長の命を奉じ皇国の御為めと存し込み身命を抛ち事に当れるものにして毛頭犯罪の覚候はず然るを罪科ありと認め死刑に処せらるゝとは抑も如何なる理由にて候や此の儀御申上ると言はせも果てぬに小南は一同を睥睨み付け「其方共は隊長の非理の指揮を受けて非理の挙動に及べり是れ其方等の自業自得なりと云ひければ、『烈挙始末』六）

とある記述に対し、鷗外の筆は

「我々は朝命を重んじて一命を差し上げるものでございます。併し堺表に於いて致した事は、上官の命令を奉じて致しました。あれを犯罪とは認めませぬ。就いては死刑と云ふ名目には承服が出来兼ねます。果して死刑に相違ないなら、死刑に処せられる罪名が承りたうございませぬ。」

聞いてあるうちに、小南の額には皺が寄つて来た。小南は土居の詞の畢るのを待つて、一同を睨み付けた。（注5）

「黙れ・罪科のないものを、なんでお上で死刑に処せられるものか。隊長が非理の指揮をしてお前方は非理の挙動に及んだのぢや。」

と、史料にない叙述を加えていることに注目したい。更に続けて、

一同、弥々激し、「這は大監察中の御言とも覚へず我等兵卒の身分にありては進退挙止は一に隊長の指揮に随従すること当然の儀に候へば若し隊長より発砲の令下る時之を守らざるは即ち軍法を犯す者なり罪死に当れり（中略）御自分殿の言の如くんば今、後兵卒たる者誰か隊長

の命を奉じ身命を棄て、国に殉ずる者やある」（『烈挙始末』六）  
竹内は少しも屈しない。

「いや。それは大目付のお詞とも覚えませぬ。兵卒が隊長の命令に依つて働らくには、理も非理もございませぬ。隊長が撃つと号令せられたから、我々は撃ちました。命令のある度に、一人一人理非を考へたら、戦争は出来ませぬ。」

と、鷗外の筆は合理的な論理展開に基づいた強固な主体性の主張となっている。更に竹内ら一同の凄じさに

前言は拙者の過なり就ては今一応評議すべければ暫時相扣へられよと和めつゝ座を起て内に入り再び立出て申様（『烈挙始末』六）

「いや。先の詞は失言であつた。一応評議した上で返事をいたすから、暫く控へてをれ。」

かう云つて、奥に這入つた。

一同奥の間を睨んで待つてゐたが、小南はなかく出て来ない。

「どうしたのだらう」

「油断するな」

こんなさゝやきが座中に聞える。

良暫くして小南が又出た。そして頗る莊重な態度で云つた。

と鷗外は新たに書き加えている。この場の緊張の空気がよく出ている。切腹を許された事で、士分取扱の儀を申し出る。『烈挙始末』では「願書」を持つてするが、「小南取り上げ披見なし此上屹度御詮議被仰付べければ一同安心致すべしと有りて座を起ちしが纏て下横目役より此

度の事件につき出格の御詮議を以て一同士格の御取扱有之に付」(六)であるのに対し、鷗外は口頭で願ひ出ること改めている。それ故に「小南は暫く考へて云つた。『切腹を仰せ付けられたからは、一応尤もな申分のやうに存ずる。詮議の上で沙汰いたすから、暫時控へてをれ。』かう云つて再び座を起つた。」と云う記述を加えている。「一応尤もな申分のやうに存ずる」という小南の役人氣質が出ている。願ひが叶えられて一同が隊長・小頭に会見する下りは、『烈挙始末』が隊長が責を一身に負つて兵卒に「自裁を命ずるとは意外なりき」と激怒しているのに、鷗外の筆は共に「喜び悲んだ」と言う具合に、一同が一心同体となつてゐる。二月二十三日の切腹の当日、立合人である細川浅野両藩士が「御辞世の詩歌何卒一筆染めて給はらずや」(『烈挙始末』七)と懇望する。鷗外は「此時両藩の士の中に筆紙墨を用意してゐたものがある。」と一行さりげなく加えている。武人の中にある詩心であり、筆紙墨を用意した嗜みの良さでもある。『大塩平八郎』に於いて、幸田本にない記述であるが、宇津木の命を帯びた岡田が咄嗟に「鉄の文鎮を手持」ち、  
「宇津木の最期を見届けるや否や」錠前を「文鎮で開けて」脱出した沈着さに通う所がある。

切腹が行われようとした時、突然大雨になり、一時中止された。『烈挙始末』では、「漸く末の刻頃に及び雨歇み霽空れば人々元の如く詰処へ立還る然れば午九つ時より割腹始まる筈なりしも此大雨の為延引して七つ時頃と成りにけり」とある。この右下隅に鷗外は黒インクで「午未申」と書き、その右側に「九八七」と加え、更に「124」と

記している。小説では「雨は末の刻に歇んだ。再度の用意は申の刻に整つた。」と、時刻の称呼を合わせ簡潔に記している。

「フランス人共聴け。己は汝等のためには死なぬ。皇国のために死ぬる。日本男子の切腹を好く見て置け」と言つて切腹する兵卒を見ているフランス人一同は、初めから恐怖と狼狽と不安にかられていた。十二人目の橋詰の所で、「公使が何か一言云ふと、兵卒一同は公使を中に囲んで臨検の席を離れ」退席する下りは、史料の「俄かに手を振りて何にか意を通ずる体なりしが」(八)を明瞭に表現した所である。『烈挙始末』に橋詰が一同の所へ戻り理由を説明すると、初め臆病者とか「土佐の大耻辱」とか迫られる箇所が見られるが、鷗外はそれらは一切捨象して、新たに「とても死ぬるものなら、一思に死んでしまひたいと云ふ情に、九人が皆支配せられてゐる。留められてもどかしいと感ずると共に、其の留めた人に打つ付かつて何か言ひたい。」と一同の内心を分析している。この叙述があるから橋詰が自ら舌を咬み切つて倒れた行為が生きてくるのである。

九人は切腹した十一人の「苦痛に準ずる処分」として、流刑される。流刑地に於ける彼等の心中を『烈挙始末』は「幽鬱に消光することかと倍々往事を追慨し悲憤の齒を切はる」(十一)と共に「女々敷墜涙に日を送くるも言甲斐なし」(十一)と悟り、十一人の為の法会を行ったとある。鷗外は彼等の心理を切り捨て、むしろ「真静寺で法会を行つて、次の日から村民に文武の教育を施しはじめた。」と、彼等の運命を甘んじて受け、そこで精一杯生きようとする姿に焦点を絞っている。

(三)

鷗外が『堺事件』を執筆しようとした動機に、どのような要因が介在していたのだろうか。鷗外の用いた史料、佐々木甲象『泉堺烈挙始末』の性格を考えてみたい。奥付の発行者三名の中に土居盛義の名が見える。かつて切腹の折助命された九人の一人であった土居八之助その人である。佐々木甲象氏は第十三「橋詰外七氏の略歴」の中で、

撃剣に従事し刀法を研磨すること十年一日の如く近年大に感ずる処ありて十一士の事蹟を蒐輯し一冊として之を同志に頒ち將た十一士の靈の未だ祭らざるを嘆きしこと久しかりしが廿五年三月谷中將帰省せられしと聞くや（中略）謁を得て堺事件の顛末を語り靖国神社へ合祭の恩典あらんことを請願せんとするの熱望を詳述しければ將軍大いに翁の篤志を感ぜられ同年九月再び帰省の際には終に自から其の歎願書の文案を作られ又た人をして仏兵と交渉の顛末をも略記せしめ土居翁に付しければ翁雀躍深く將軍の高義を謝し乃ち同願書及顛末記をば當時の高知県知事丸岡莞爾氏に差出し県知事之を受理せらるゝに至れりと云ふ

と述べている。土居氏は亡友の雪冤顕彰のために東奔西走し、靖国神社合祀を議会に請願してもいる。佐々木氏は本書の凡例中に「専ら土居八之助横田辰五郎二氏の実践実記に拠」って記述したことを述べ「二氏今や齡既に七旬を踰ゆ而して土居氏善く当年の事迹を記憶し」ていたこ

とを記している。本書の序文に海南古狂は「土居盛義者厚情之士也深哀界殉難之事乞、佐々木甲象録其顛末」と記している。これらのことから土居盛義が雪冤顕彰のため佐々木甲象氏に依頼して本書を書いて貰った事がわかる。

鷗外はこの雪冤の書の上に立脚して、小説を構想していることはまちがいない。鷗外は横井小楠を斬った勤王派の浪士津下四郎左衛門の息子正高氏の史料を基に、『津下四郎左衛門』（大正四年四月「中央公論」第三〇年第四号）を岬した。その中で「明治十九年から二十年に掛けて、津下四郎左衛門に贈位する可否と云ふことは、一時其筋の問題になつてゐたさうである。しかし結局、特赦を蒙らずして刑死したものに、贈位を奏請することは出来ぬと云ふことになつた。私は落胆して再び自分の生活」の無意味さを感じ、「讓歩に讓歩を重ねて、次第に小さくなつた私の望は、今では只此話を誰かに書いて貰」いたいのみであると記している。『堺事件』の道行と似ていてではないか。まさに『堺事件』と『津下四郎左衛門』は、同次元で扱えられなければならない。ここに長谷川伸『相楽総三とその同志』を加えると、維新史の別の一面を俯瞰できる筈である。『堺事件』はまさしく転換期の犠牲者を見据えた地点からモティフが発想されている。

『大塩平八郎』で奉行所側が右往左往し、責任を回避しようとする様を点綴した鷗外の筆は、『堺事件』でも随所に見られる。事件を取りまく歴史の舞台に登場する人の動きを見てもよい。事件発生後フランス軍艦 Venus 号から公使 Léon Roche が外国事務係へ五ヶ条の要求書を

提出した。そして、そのうち三ヶ条を速やかに処理するよう強要する。

史料『烈拳始末』掲載の五ヶ条のうち、除かれた二ヶ条は

第三条 親王之内朝廷之外国事務第一等の執政たる人仏国兵隊の指揮

官へ其政府より謝辞を申合の爲めウエヌス船中へ可来事

第五条 以来土佐の者兵器を帶し外国人の爲め開きたる港を通行し又

は爰に滞留する事を嚴敷禁する事

かくの如きものであり、朝廷が土佐へ示した三ヶ条を鷗外はそのまま記述している。史料は「此の要求一たび政府に達するや茲に忽ち外交上の危疑恐慌を來し轉た裁理の慘憺を極めたり」と述べられている。堺事件が起る一ヶ月前の一月一五日、外国事務取調掛東久世通禧が各国公使と兵庫で会見し、王政復古の国書を手交、同時に外国と和親する旨を告げた。一七日には国内に布告している。この背景によってみれば、第三条を除いたのは政府の責任逃がれであり、事件を土佐一藩の責任に帰してしまつた経過が窺める。鷗外は「公使の要求は直ちに朝議の容るゝ所となつた。」と記している。「直ちに」が何と皮肉な表現ではないか。しかしながら稲垣達郎先生は「あの際の微妙な国際情勢について、鷗外は何らふれるところがないことである。これは『堺事件』に於ける唯一のしかし小さからぬ欠陥である。この情勢をあきらかにするところがなければ、仏奴のために死ぬのではなく、 $\wedge$ 皇国のために死ぬる $\vee$ といふ重点が、かなり稀薄なものになつてくる。」(注6)と指摘している。この問題については後述したい。すでに指摘の箇所であるが、兵卒一同が当日は是非とも切腹と云う形で死にたいと小南に申し入れる下りに注目

したい。「黙れ。罪科のないものをなんでお上で死刑に処せられるものか。」と言う一句を挿入することによって、却つて、お上の權威の実体を暴露する結果となつている。更に士分取扱いの点に関しては「一応尤もな申分のやうに存ずる」と認めはしたが、「君辱しめらるれば臣すとも申すではないか。」と念を押している。助命された九人の処置も又「自殺した十一人の苦痛に準ずる処分」として流刑に処し、明治天皇即位の特赦で許される。しかし、「士分取扱の沙汰は終に無かつた。」故に土居盛義の東奔西走が始まらなければならなかつた所謂である。少くとも『堺事件』の舞台は、日本の近代化の歩みの中で演じられた犠牲者の死の舞であつた。更に言えば、このような兵卒を犠牲にすることによって、日本の近代化は行なわれた。鷗外はそれを的確に見抜いていた一人であつた。

次に事件の舞台に登場した人々の生き様、死に様を検討したい。事件が起るや、両隊長は「此事件の責を自分達二人で負つて、自分達の命令を奉じて働いた配下に煩累を及ぼしたくない」と申し出ている。結果としてそうならなかつたが、六番歩兵隊長箕浦の辞世の「除却妖氛答<sub>レ</sub>国恩。決然豈可<sub>レ</sub>省<sub>二</sub>人言<sub>一</sub>。唯教<sub>二</sub>大義伝<sub>三</sub>千載<sub>一</sub>。一死元来不<sub>レ</sub>足<sub>レ</sub>論。」に見られるが如く「攘夷はまだ此男の本領であつた」と言わざるをえない。少くとも鷗外とは考えを異にしていた筈である。鷗外は『津下四郎左衛門』で「尊王には攘夷が付帯し、佐幕には開国が付帯して唱道せられてゐた。どちらも二つ宛のものを一つくりに引き離しては考へられなかつた」と言い、「開国は避くべからざる事であつた。」とも述べてい

る点から判断できる。しかし、隊長としての責任の取り方や、「フランス人共聴け。己は汝等のためには死なぬ。皇国のために死ぬる。日本男子の切腹を好く見て置け」と「雷のやうな声」で叫び、「右手を創に挿し込んで、大綱を纏んで引き出しつゝ、フランスを睨み付け」て、「まだ死なんぞ、もつと切れ」と叫んだ凄まじい死に様に鷗外の目は注がれていた筈だ。八番隊長の西村の「軍服を着て切腹の座に着いたが、服の釦鈕を一つ、一つ、丁寧にはづし」従容と死に着く様にも目が注がれていた筈だ。兵卒の死については、「切腹の刀の運びがするすると渋滞なく、手際の最も立派であつたのは、此大石である。」と記している。鷗外は『都甲太兵衛』（大正六年一月一日〜七日「大阪毎日新聞」「東京日日新聞」）の中で、

都甲太兵衛が終生の工夫は極めて簡易であつた。約めてこれを言へば死を決すると云ふことの外に出でない。何事にもせよ、死を決してこれに当る。そしてこれを成し遂げずには已まぬのである。手段の奈何の如きは、その問ふ所では無い。

と述べている。『堺事件』の兵卒達の「皇国のために」と一途に思い、「死を決し」た行為に鷗外の共感があったと思われる。しかしながら、「死」を支える主体性の主張が無くては所詮自己犠牲の何ものでもない。『大塩平八郎』の宇津木矩之允の場合「師となり弟子となつたのが命だ、甘んじて死なう」と決意し、従容と死に赴いた。「死なう」と云う決意はそれ自体主体性を確保しているが、献身にはならない。例えば師の邪魔にならぬために死を選んだとすれば、それは後向きの献身でし

かない。その意味で坂本鉦之助の「頭の申付なら、拙者は誰の下にでも付いて働きます。」と、黙々と励んでいる姿こそ注目に価する。決して易易諾諾としていたのではない。主体的判断に基づいて同じ組の与力同心に総出仕の用意を命じて下命を待ち、「混雑の中で、跡部の指図は少しも行はれない。」中であつて、「坂本は部下の同心に工事を命じて自分でそれを見張つて」いる姿こそ、『堺事件』の世界へと救拔されてくるのである。

『堺事件』の兵卒達の主体性を認める言動は「死」を「切腹」と願ひ出る場面に明瞭に示されている。一同を代表して小南に対する竹内の言は「堺表に於いて致した事は、上官の命令を奉じて致しました。あれを犯罪とは認め」難い故に「死刑」には納得しかねるし、もし、死刑なら「死刑に処せられる罪名が承り」といと理詰である。それに対し、小南は「黙れ。罪科のないものを、なんでお上で死刑に処せられるものか。隊長が非理の指揮をしてお前方は非理の挙動に及んだのぢや。」と高圧的にねじ伏せようとする。竹内は重ねて、「命令のある度に、一人一人是非を考へたら、戦争は出来ませぬ。」と論理的に押す。小南は竹内の論理的な主体性のある発言に押され、「一応評議した上で」と退席せざるをえない。兵卒は「油断するな。」と周囲に目をくぼる緊張した場面も主体的行為である。遂に願いが叶えられると、「微笑」を以て「恩命難くお受いたします。」と答えるのであつた。

次に九人の助命後の流刑地の生活を描くにあたって、史料に見られる陰陰滅滅さが除去されている。先に二十名の兵卒を選ぶにあつたの訊

問の場面で、「此訊問が殆ど士卒の勇怯を試みると同じ事になったのは、人の弱点の然らしむる所で、実に已むことを得ない。」と述べた。外が、彼等の憂愁な内面にふれず「次の日から村民に文武の教育を施しはじめた。竹内は四書の素読を授け、土居、武内は撃剣を教へ、他の人々も思ひ／＼に諸芸の指南をした。」と淡々と綴っている。小泉浩一郎氏は「作品においてはそのような人間の苦悩を捨象し、簡潔な描写のうちにかれらの悠々迫らぬ心境、充実した日常生活を描き出していることが分る。そこに兵士たちの献身的倫理を基盤とする個我の暗黙の主張がいつそう強調されているのである。」(注7)と述べている。けだし妥当な見方であろう。鷗外は兵卒の主體的自我に基づいた献身に加え、決死の覚悟の潔さに共感を覚えたであろうことは言を俟たない。

#### 四

兵卒達は「皇国のために」と信じて死に赴いた。鷗外の筆も彼等の主體的な献身の美を綴った。しかし、鷗外の目は歴史の暗闇を見ていなかったらうか。彼等の死は所詮犠牲の何ものでもないと言ふ叫びが、心奥に存在しなかったか。『堺事件』の兵卒達も、『津下四郎左衛門』の津下にしても、転換期の犠牲者である事は見据えていた筈だ。しかし、彼等は鷗外と思想も時勢に対する認識も違っていたが、とにかく全力をあげて己れの信ずる道を邁進した。そこに限らない共感が働いている。何故に彼等が犠牲にならなければならなかったか、鷗外は知っている。維

新の鴻業は、赤報隊の△偽官軍▽事件を始めとして、草莽の士の怨念を呑み込んで成立したことを鷗外は知っていた筈だ。歴史の暗闇に存在する△悪意▽を描く事こそ、現代史を描く事になるし、何故犠牲にならなければならなかったのかの要因を剔抉する事にもなりえた筈だ。しかし鷗外は見据えるだけで筆を執らなかつた。鷗外にとって現代史を描く事は至難の業であつた。『灰燼』の挫折が何よりの左証ではないか。歴史の波間に翻弄されながら必死に生きた彼等の生き様は、歴史の△悪意▽を背景にした時、光彩を放つのである。その背景を描かない限り、いくら彼等の生き方に焦点を絞ってみても、結局は犠牲者の姿しか浮びあがってこない。鷗外は今や大変難かしい局面に立たされていると言つて良い。すなわち、心情的に彼等の一灯を掲げて生きる姿に共感を覚える故に、犠牲をいかにしたら献身の美まで昇華できるか。テーマと方法の乖離の瀬戸際に立たされたと言つても過言ではなからう。今や、かつて歴史小説集『意地』を明治から大正への過渡期と、戦国から徳川幕藩体制への過渡期へオーバーラップさせ、テーマを側面から突き崩す要因を象徴する方法(注8)では処理出来なくなつてきている。まさに五条秀麿が神話と歴史が違ふことを承知しながら、それを書く、「危険思想だ」と云はれる。それも世間が彼此云ふだけなら、奮闘もしよう。第一父が承知しないだらう」と言ひ、「僕は職業の選びやうが悪かつた。ほんやりして遣つたり、嘘を衝いてやれば造做はないが、正直に、真面目に遣らうとすると、八方塞がりになる職業を、僕は不幸にして選んだのだ。」と嘆いて筆が執れない姿と重なってくる。今や綾小路が言う如

く「八方塞がりになつたら、突貫して行く積りで」現代史に挑戦する方向転換するかし道はない。この時鷗外は現代史を描く事から身を避けた。封建時代に生きた人々の中に、犠牲と献身の意味を追尋する方向に転じた。だからと言って、鷗外その人が封建的武士道や婦徳を無条件で讚美する倫理観の持ち主であったと決めつけるわけには行かない。主体性に裏打ちされた彼等の行為を見逃してはいない。『安井夫人』（大正三年四月「太陽」第二〇巻第四号）が生まれてくる基盤はここにあつたと思われる。『安井夫人』の文末で、

お佐代さんは必ずや未来に何物をか望んであたらう。そして瞑目するまで、美しい目の視線は遠い、遠い所に注がれてゐて、或は自分の死を不幸だと感ずる余裕をも有せなかつたのではあるまいか。其望の対象をば、或は何物ともしかと弁識してゐなかつたのではあるまいか。

と述べている。犠牲が献身に質的变化を遂げるためには、もう一つ高次元の精神が要求される。『安井夫人』ではこの辺が、まだ明確に捉えられていない。

作家が見者の立場から行為者の立場に立つた時、その主体が保証される筈である。そうだとすれば、表現に賭ける鷗外の作家主体はいつも見者の立場を堅持し、事実のみを見ている。何故に歴史の暗部を剔抉すると云う行為に働かないのだろうか。事実と事実が錯綜して織りなす歴史のメカニズムを分析し、点綴してこない。ここに鷗外の特長のある一面を見る事が出来る。勿論、鷗外の陸軍省医務局長と云う立場が、表現を躊躇させたとも考えられる。それは否定し得ない事実であると認めるにしても、鷗外は作家としての主体性をどう考えていたのだろうか。

独逸留学時代も小倉時代も痛切に鷗外が見抜いていたものは、政治世界における擬制と云う力学であつたろう。このような世界に生きる為には、鷗外は柔和忍辱の仮面を被って、自己を隠蔽して生きざるを得なかつた。この生き方から生ずる空虚感、喪失感を充足させるものは、表現と云う行為の世界しかない。国家と云う機構に関わる人間にとって、表現は時にその機構を貫き、己れを破る方向を取らざるを得なくなる危険性を、鷗外は十分承知していたと思われる。聡明な鷗外はある部分『沈黙の塔』『ル・パルナス・アンピュラン』や『フラスチエス』『当流比較言語学』に鏤め、本質を回避した。それ故に、四十年代の鷗外は喪失感に悩まされ、表現が成熟を見ない不幸を負わざるを得なかつた。そして鷗外の心情はニヒルにならざるを得なかつた。しかし、どんなにニヒルになろうとも耐え続けた。決して己れを破るような軽率さは見せなかつた。人生を耐え、忍ぶ鷗外の抑制力に比例して、心の空洞を吹き抜ける一陣の風の冷たさは如何ともしがたい。時として、心奥から突き上げてくる己れの抑制を突き崩そうとする衝迫に己れの鎮魂を賭けたものが『灰燼』の△新聞国▽の想定ではなかつたか。『灰燼』を挫折に導く為に、新聞国の国家政変のドラマの筋書が造型されたと考えられる。それ故に『雁』『青年』『灰燼』に見られる喪失感、疎外感こそ、鷗外のそれと重複する点が見られるのである。しかし、充足し得ない孤絶の生と成熟し得ない表現とのほさまの中で、充足した生を送った人の実存を描

くと云う方法と主題の発見によって、自己をその次元に高めて行くと言う表現を取り始める。そこに作家の主体性を確保するのである。そのような自覚的方法論によって『護持院原の敵討』のりよ、九郎右衛門、文吉が描かれる。途中で敵討を放棄した宇平の行方だに触れていない。敵討と云う封建的家父長制における相続の機構の不条理さについては一切を捨象している。鷗外の筆致は、人間の行為と心情のみに焦点が絞られて行く。『大塩平八郎』にしても蜂起する直前の枯寂の空に視点が定まっている。

鷗外は限りなく人間そのものに興味を持っている。しかし、その人間を取り巻く歴史的背景は素描の域を出ない。歴史的事象に対して自己をいかにオリエンテートし、そこに自己の存在を賭ける時、状況認識は思想となり、歴史観となる。鷗外に歴史観が無かったとは思われないが、沈黙を守り通した故に、常に情況認識に止まってしまっている。鷗外にとって最大の沈黙は、明治六年切支丹禁制の法が解けるまで行われた津和野における切支丹迫害に対してである。信仰の厚い長崎浦上の切支丹信徒を改宗させるために、津和野藩に預けられた総員一六三名の切支丹に対する拷問の陰惨な歴史に対して、鷗外は一言も発していない。これは、『堺事件』『津下四郎左衛門』と同次元で考察されなければならない問題である。かくの如く鷗外における歴史情況論は、歴史意識に止まっている。歴史意識こそ、ありたき生の姿に作家鷗外の心情を付与し、歴史的背景も登場人物達の置かれた状況のみを描写する事によって、作家の主体性はかろうじて保持されていたと言える。問題なのはありたい姿

に作家の実存を創造力によって、どこまで脹らませる事が可能かと云う事である。この事を『堺事件』において考えると、助命された兵卒の士分の扱いも取消され、流刑される場面を設定する事によって、歴史の自然の理不尽さを呈示している。しかし、流刑地における人間の愛憎のドラマを切り捨ててしまっている様に、現世における力と力との戦いの場を描く事にはなっていない。鷗外の志向する意志的人間の姿に変貌されてしまっている。ここにも問題は残る。

鷗外にとって、己れの生の不確かさを埋める事のみが重要なのである。己れの実存を求心的に問う姿勢が、己れの生の恢復に繋がると判断した時、鷗外の表現はそこに収束していった筈である。外的状況を捨象して、己れの理想的人間を追求して行った時、それは捨象する事によって贖われた生である事を忘れてはなるまい。それらを抱え込む表現が可能になった時、鷗外の作家としての主体性が保証され、強靱なものとなって迫って来る事は明白である。

鷗外のこうした歴史意識の中に、『大塩平八郎』も『堺事件』も位置づけられる。しかし、『堺事件』の場合は、『大塩平八郎』を描いた時と比較にならない危険な地点に立っている事を認識せざるを得なかったに相違ない。A歴史其儘Vと云う方法は、テーマと緊密性を保っている時は有効性を発揮する。しかし、それが乖離すると作品世界が崩壊するのみならず、作家としての存在そのものを危くして来る。この状況を鷗外がどのように領略して行くか、作品世界の検討とともに次の機会を待ちたい。

(注)

1 この『附録』は大正三年一月の「三田文学」(第五卷第一号)に『大塩平八郎』(評論)と題されて掲載された。後に単行本『天保物語』(大正三年五月七日、鳳鳴社)、『天保ものかたり』(大正九年十月十五日、銀鈴社)に収録した時、小説の後に『附録』として付けられた。

2 「立教大学・日本文学」(第三号、昭和三十四年十一月二十日発行)掲載の稲垣達郎先生の『宇津木と岡田と』、三九頁。

3 『佐但梅友先生古稀記念論集』(昭和四十四年十二月)所収の小泉浩一郎氏『堺事件』論——一つの粗描——。氏は「宇津木らの姿の中にはの見える献身的志向が「堺」の世界においては、見事に救抜されてくる。」(三九頁)と述べている。坂本の献身は認めるが、宇津木に関して、それを「献身的志向」と言うには少しく異論がある。しかし、大根の所で氏の見解に賛成である。

4 東京大学所蔵鷗外文庫に佐々木甲象『泉堺烈挙始末』(明治廿六年十一月廿一日出版)がある。その一頁右下隅に「鷗外蔵書」の朱印が押されている。幸田成友『大塩平八郎』を用いたと同様に赤や青の鉛筆の傍線や書込みがある。なお、鷗外は表紙を取り、和綴本に製本しなおし、表紙に筆で「堺烈挙始末 全」と記している。稲垣達郎先生は

鷗外はこの事件を描くにあたり、史料として、ただ一本をとりあげた。

すなはち、佐佐木甲象著の『泉州堺烈挙実紀』である。これには「妙国寺の切腹」と傍題があり、また内題は「泉州堺烈挙始末」となつてゐる。菊版

本文百十六頁、明治二十六年十一月の刊行である。なほ本書は、明治三十

三年六月に、高知県知事および帝國議會へ呈出した歎願書と、土佐国大島岬烈士殉難碑文を増補して再版されてゐる。

と、『五十嵐博士日本古典新攷』(昭和十九年十月三十日、早稲田大学文学部編、東京堂発行)所収の『鷗外と「歴史其儘」——『堺事件』について——』

五一六頁で述べている。因に『堺事件』を論じた論文では高峰に位置している。『堺事件』を論ずるものが領略せざるをえない論文である。

5 『森鷗外全集』第三卷(昭和三十七年四月三十日、筑摩書房)所収の八語注Vに於いて、尾形仍氏は「土居」は、前後の文から判ずれば「竹内」の誤り。「始末」には、この前後、「一同」として、発言者を「土居」とも「竹内」ともしていないが、後段士分の取扱ひを願うくだりに竹内を発言者としてゐる。と指摘している。

6 『五十嵐博士日本古典新攷』(昭和十九年十月三十日、早稲田大学文学部編、東京堂発行)所収の稲垣達郎先生『鷗外と「歴史其儘」——『堺事件』について——』、五四五頁。

7 注3に同じ。但し三七頁。

8 「跡見学園女子大学紀要」(第七号、昭和四十九年三月十五日発行)掲載の拙稿『鷗外・『意地』論考』、六頁。

附記

鷗外文庫閲覧に際して、東京大学図書館のお世話になりました。

—一九七五・二・一〇—